

令和8年6月15日

三浦市議会議長 神田 眞弓 様

三浦市議会議員政治倫理審査会

委員長

神田 征志

審査結果報告書

令和8年4月21日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員 石崎遊太議員
2. 付託事案 令和8年3月4日開催の三浦市議会議員政治倫理審査会における行為について
3. 審査結果 調査請求の適否について否と決定した
4. 審査の経過 審査会開催日
令和8年4月21日、6月15日
審査の概要は別紙のとおり



【別 紙】

〈審査の概要〉

第1回審査会 令和8年4月21日

1 正副委員長の互選

指名推選の方法により、委員長に千田征志委員、副委員長に石橋むつみ委員を選任した。

2 調査請求内容について

議会事務局長から、これまでの経過、調査請求書に関する事項、今後の審査の流れについて説明した。

3 調査請求の適否について

次回審査会で、適否に関する審査の進め方について協議を行うことを決定した。

第2回審査会 令和8年6月15日

1 調査請求の適否について

調査請求の適否を決定するための聴取の要否について議論を行い、採決の結果、聴取は行わないものと決定した。

なお、述べられた意見は概ね次のとおり。

〈聴取を要する〉

- ・当該議員への調査は行うべきである。

〈聴取は要さない〉

- ・詳しい調査請求書であり、不要である。

当該議員に出席を求め、三浦市議会議員政治倫理条例施行規程第8条に基づく当該議員の意見を聴取した。

当該議員から述べられた事項は、おおむね次のとおり。

- ・自身の発言や判断は、特定の議員を擁護するものではなく、請求内容、添付資料、発言の特定性、そして聴取の必要性をどのように判断すべきかという、議事運営上の観点から述べたものである。
- ・自身の発言は、政治倫理審査会は公正で民主的な市政の発展に寄与するための制度であり、審査会の委員が公正かつ適切にその職務を遂行しなければならないという前提に立って述べたものである。
- ・草間議員からの聴取を不要とする判断は、審査会での採決により決定されたも

のである。当初の請求における請求人の主張と異なる見解を述べたという理由で政治倫理上の問題として請求されるのであれば、今後、委員は請求内容の不明確さや聴取の必要性について率直に意見を述べるのが難しくなる。それは、政治倫理審査会の適正な運用にとっても、議会における議員の発言保障にとっても看過できない問題である。

- ・ほかに聴取を不要とする趣旨の発言をした委員やその判断に賛同した委員がいる中、自身と下田議員だけが請求対象になったことには大いに疑問が残る。同じ会派に所属していることで、発言や判断が対象議員を擁護するものだと評価されるのであれば、現在の委員選出の仕組みそのものを否定する議論につながりかねない。対象議員と同じ会派の議員は委員として発言すべきではないという考え方に立つのであれば、会派構成や議員数により、議員ごとに政治倫理審査会における手続保障に差が生じるおそれがある。それは議員間の不平等を生み、審査会の公正性を損なうもので容認できない。
- ・本件や他の政治倫理調査請求の状況にも鑑み、請求対象となる行為の特定、添付資料の提出方法、審査前の適否判断の基準等、政治倫理審査会の制度運用を整理する必要があると考える。
- ・委員皆様には、今回の請求が今後の議会全体の発言環境と政治倫理審査会の公正な運用に関わる問題であることを認識いただきたい。

調査請求の適否に関する議論を行い、採決の結果、本調査請求の適否については否と決定した。

なお、委員から述べられた意見は、おおむね次のとおり。

〈否とすべき〉

- ・請求書は、擁護する発言がどの部分か特定できないものであり、そもそも調査に入ることができないものであり、否である。

〈適とすべき〉

- ・2人の議員から話を聞くことができたが、三浦市の政治倫理条例は他市とは成り立ちが違う部分がある。今は三浦市の政治倫理条例に従って審査しているので、調査請求の中身を考えた場合に、適と判断する。

2 審査結果報告書について

審査会から議長に行う審査結果の報告について、報告内容を決定した。